

競漕規則第 10 条（艇計量規定）の解釈の変更について

競技委員会

審判委員会

第 10 条 ①大会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は別表のとおりとする。艇の重量にはシート・リガー・クラッチ等の通常装備の他、艇と一体もしくは艇に固定されている艇内マイク用スピーカー・その他の電子装備品、そのケーブル・ワイヤー及びその他の装備品を含むが、オール及びレーンナンバープレートは含まないものとする。
艇の計量については、細則に規定する。

平成 26 年 5 月 16 日（全日本軽量級選手権）より、上記の競漕規則第 10 条（艇計量規定）に関する解釈を以下のように変更する。

装備品	5/15 までの取り扱い	5/16 以後の取り扱い
レート計（ストロークコーチ）	脱着可能な レート計本体 と艇に固定された 台座 のいずれもが艇重量に含まれる（艇計量時にいずれも外さない）	艇に固定された 台座 は艇重量に含まれ、脱着可能な レート計本体 は艇重量には含まれない（艇計量時にレート計本体のみ外す）
コックスボックス（アンプ）	脱着可能な アンプ本体 と艇に固定された 受枠（固定カップ） のいずれもが艇重量に含まれる（艇計量時にいずれも外さない）	艇に固定された 受枠（固定カップ） は艇重量に含まれ、脱着可能な アンプ本体 は艇重量には含まれない（艇計量時にアンプ本体のみ外す）

【理由】

2013 年の FISA ルール改訂に合わせて、昨年、競漕規則の改訂が実施された（平成 25 年 8 月）。その際、FISA ルールに記載がなく、どのように運用されるかがわからなかった上記の装備品の扱いを、上表の「5/15 までの取り扱い」のように定めた。その後、2013 年の FISA 大会での運用を調査した結果、FISA 大会では上表の「5/16 以後の取り扱い」のように運用されていることが判明した。

日本ボート界の国際化の一環として、競漕規則をできるだけ FISA ルールに近づける目的で、上記の艇計量における解釈を変更するものである。

以上